

令和 8 年度 第 1 回大分県食品安全推進県民会議



日 時 令和 8 年 7 月 2 8 日 (火) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0
場 所 大分県水産会館 5 階 大会議室

大分県食の安全確保推進体制

食品安全推進県民会議

(条例に基づきH17.10.1設置)

- 食の安全・安心確保に関する情報を共有し相互理解を深め、施策について意見を表明する

＜構成＞

消費者、生産・製造者、流通・販売者の代表及び学識経験者等

食育推進会議

(大分県食育推進条例に基づきH28.4.1設置)

- 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図る

＜構成＞

家庭・消費、学校・保育所、地域・食文化、市町村・県、生産・流通、調査・研究・情報等各分野の関係者

施策の提言



施策の提示
情報の公開



施策の提言



施策の提示
情報の公開



食の安全確保・食育推進本部

(大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程に基づきH28.4.1設置)

食の安全確保・食育推進本部会議

- 食の安全・安心の確保のため及び食育の推進のための総合的な施策を推進する

＜構成＞

本部長 : 副知事

副本部長 : 生活環境部長・農林水産部長

本部員 : 総務部長・企画振興部長・福祉保健部長・商工観光労働部長・教育長・警察本部生活安全部長

事務局 : 生活環境部

食の安全確保推進幹事会

- 食の安全・安心に関する事項及び関係部局における具体的対策を検討するとともに、関係部局相互の協力体制の整備を図る

＜構成＞ 幹事長: 生活環境部審議監
幹事: 22の関係各課室長

連携



食育推進幹事会

- 食育の推進に関する基本的事項及び関係部局における具体的対策を検討するとともに、関係部局相互の協力体制の整備を図る

＜構成＞ 幹事長: 生活環境部審議監
幹事: 18の関係各課室長

大分県食品安全推進県民会議

1 大分県食品安全推進県民会議とは、

平成15年9月22日に消費者、生産・製造者、流通・販売者が一体となって食品の安全確保を図るため、食品関係者が一堂に会する「県民会議」が設置された。

その後、県民会議は「大分県食の安全・安心推進条例（平成17年4月1日施行）」で規定され、知事の附属機関となった。

2 県民会議の内容

（1）情報の共有と相互理解

食の安全性等に関する情報を共有するとともに、消費者、生産者等が各々の立場を相互理解し、正しい認識の醸成を図る機会とする。

（2）意見の表明

① 情報の共有と相互理解及び主体的な取組によって得られた協議結果を推進本部に意見として表明する。

② 県が広く意見を求めるために公表または提示した食の安全・安心確保に関する施策及び結果について協議し、意見を集約して推進本部に表明する。

3 県民会議の委員

- ・消費者代表・・・2名
 - ・生産・製造者代表・・・3名
 - ・流通・販売者代表・・・3名
 - ・学識経験者・・・3名
- 計11名

4 県民会議委員の任期

委員の任期は、2年間

第12期は、令和7年10月1日～令和9年9月30日

5 県民会議の開催

年2回

現地視察

大分県食品安全推進県民会議委員

第 1 2 期 (R7. 10. 1～R9. 9. 30)				
対象	団体・役職名	委員名	期	備考
消費者 代表 (2名)	大分県生活学校運動推進協議会 書記	ヒラシマ 平島 ヒロミ 博美	4	
	生活協同組合コープおおいた商品政策室	フクラ 福羅 ミユウ 美夕	1	新任
生産・ 製造者 代表 (3名)	フーズテクニカルサービス 副代表	ヒロクラ 弘蔵 チカコ 周子	3	
	(有) 藍澤農園 (水耕みつば生産者) 取締役社長	アイザワ 藍澤 シュウイチ 修一	5	
	三和酒類(株) 代表取締役常務	ワダ 和田 ショウタロウ 正太郎	1	新任
流通・ 販売者 代表 (3名)	豊後高田市AFFネットワーク 会長	トウミヨウ 東名 ミチ子 美智子	2	
	(株) 大分県畜産公社 品質保証室 次長	サトウ 佐藤 マサキ 雅樹	1	新任
	(株) トキハインダストリー 商品部 生鮮グループマネージャー	オチ 越智 ヨウジ 幸治	2	
学識 経験者 (3名)	別府大学食物栄養科学部 教授	カリウ 狩生 トオル 徹	1	新任
	(公社) 大分県薬剤師会検査センター 所長	シマザキ 嶋崎 アキラ 晃	1	新任
	弁護士法人アゴラ所属弁護士	ヒメノ 姫野 アヤ 綾	2	

大分県訓令甲第二十四号
大分県教育委員会訓令甲第九号
大分県警察本部訓令甲第十七号

知 事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程を次のように定める。
平成十五年九月一日

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

(設置)

第一条 大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」という。）第四条第一項に定める食の安全・安心の確保のための総合的な施策（以下「食の安全・安心に関する施策」という。）及び大分県食育推進条例（平成二十七年大分県条例第五十号）第三条に定める食育の推進のための総合的な施策（以下「食育の推進に関する施策」という。）を策定し、及び実施するため、大分県食の安全確保・食育推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次の事項を所掌する。

- 一 食の安全・安心に関する施策及び食育の推進に関する施策の総合調整に関すること。
- 二 条例第九条に定める危機管理体制の整備その他の緊急時における食の安全・安心の確保に係る調整に関すること。

(組織)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事が指定する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、生活環境部長及び農林水産部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第一に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第四条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第五条 本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(食の安全確保推進幹事会)

第六条 本部に、本部の付議事項のうち食の安全・安心に関する施策に係るものについて協議するため、食の安全確保推進幹事会を置く。

- 2 食の安全確保推進幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長及び幹事は、別表第二に掲げる者をもって充てる。
- 3 食の安全確保推進幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(食育推進幹事会)

第七条 本部に、本部の付議事項のうち食育の推進に関する施策に係るものについて協議するため、食育推進幹事会を置く。

- 2 食育推進幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長及び幹事は、別表第三に掲げる者をもって充てる。
- 3 前条第三項から第五項までの規定は、食育推進幹事会について準用する。

(庶務)

第八条 本部の庶務は、生活環境部で行う。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第一(第三条関係)

総務部長
企画振興部長
福祉保健部長
商工観光労働部長
教育長
警察本部生活安全部長

別表第二(第六条関係)

幹事長
生活環境部審議監
幹事
学事・私学振興課長
広報広聴課長
医療政策課薬務室長
県民健康増進課長
県民生活・男女共同参画課長
食品・生活衛生課長
環境保全課長
工業振興課長
商業・サービス業振興課長
観光政策課長
地域農業振興課長
農地活用・営農推進課長
おおいたブランド推進課長
園芸振興課長
畜産振興課長
畜産振興課畜産技術室長
林務管理課林産振興室長
森林保全課森との共生推進室長
漁業管理課長
水産振興課長
教育庁体育保健課長
警察本部生活安全部生活安全捜査課長

別表第三(第七条関係)

幹事長
生活環境部審議監
幹事

学事・私学振興課長
 おおいた創生推進課長
 県民健康増進課長
 高齢者福祉課長
 こども未来政策課長
 県民生活・男女共同参画課長
 食品・生活衛生課長
 循環社会推進課長
 工業振興課長
 商業・サービス業振興課長
 観光政策課長
 地域農業振興課長
 畜産振興課長
 林務管理課林産振興室長
 漁業管理課長
 教育庁義務教育課長
 教育庁高校教育課長
 教育庁体育保健課長

(平成16年 4月1日 一部改正)
 (平成16年10月1日 一部改正)
 (平成17年 4月1日 一部改正)
 (平成18年 4月1日 一部改正)
 (平成19年 4月1日 一部改正)
 (平成21年 4月1日 一部改正)
 (平成21年 7月1日 一部改正)
 (平成22年 4月1日 一部改正)
 (平成24年 4月1日 一部改正)
 (平成25年 4月1日 一部改正)
 (平成26年 4月1日 一部改正)
 (平成28年 4月1日 一部改正)
 (平成29年 4月1日 一部改正)
 (平成30年 4月1日 一部改正)
 (平成31年4月26日 一部改正)
 (令和2年 3月25日 一部改正)
 (令和5年 4月 1日 一部改正)
 (令和6年 4月 1日 一部改正)
 (令和7年 4月 1日 一部改正)
 (令和8年 4月 1日 一部改正)

食の安全・安心確保に関する緊急情報・事務処理要領

第1 趣 旨

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程（平成十五年九月一日大分県訓令甲第二十四号。）第二条第一項第二号に関する事務等処理するために必要な事項を定める。

第2 共通認識

食の安全に関するリスク管理において、最新の情報を関係者間で共有することが重要であることから、常にリスクに対する鋭敏な感覚を備え、入手した情報は速やかに関係者に情報提供しなければならない。

第3 幹事及び幹事長の役割

（1）情報の伝達

- ① 幹事は、食の安全安心に係る情報を探知した場合、速やかにその概要と対応方針（案）を別記第1号様式により、幹事長（事務取扱：事務局）に報告する。
- ② 幹事長は、別記第1号様式により、幹事から情報提供があった場合には、必要に応じ、副本部長に報告するとともに、関係幹事に情報を提供する。
- ③ 幹事長から情報の提供を受けた関係幹事は、必要に応じ、調査等を行い、別記第2号様式により、幹事長に報告する。
- ④ 幹事長は、別記第2号様式により、関係幹事から報告を受けた場合には、必要に応じ、副本部長に報告するとともに、情報発信幹事へ情報提供を行う。

（2）緊急幹事会の開催

幹事が事案の処理にあたって、他の幹事等との協議を必要とする場合や、幹事長が必要と認めた場合は、副本部長の了解を得て緊急幹事会を開催する。

なお、緊急度に応じて関係幹事のみ出席による緊急幹事会に替えることができるものとする。

第4 副本部長の役割

（1）情報の伝達

副本部長は、幹事長から情報の提供を受けた場合は、必要に応じ、情報の概要及び対応方針（案）を本部長に報告する。

（2）緊急推進本部会議の開催

副本部長は、事案の処理にあたって本部員等との協議を必要とする場合には、本部長に緊急推進本部会議の開催を要請する。

なお、緊急度に応じて関係本部員のみ出席による緊急推進本部会議に替えることができるものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月17日から施行する。

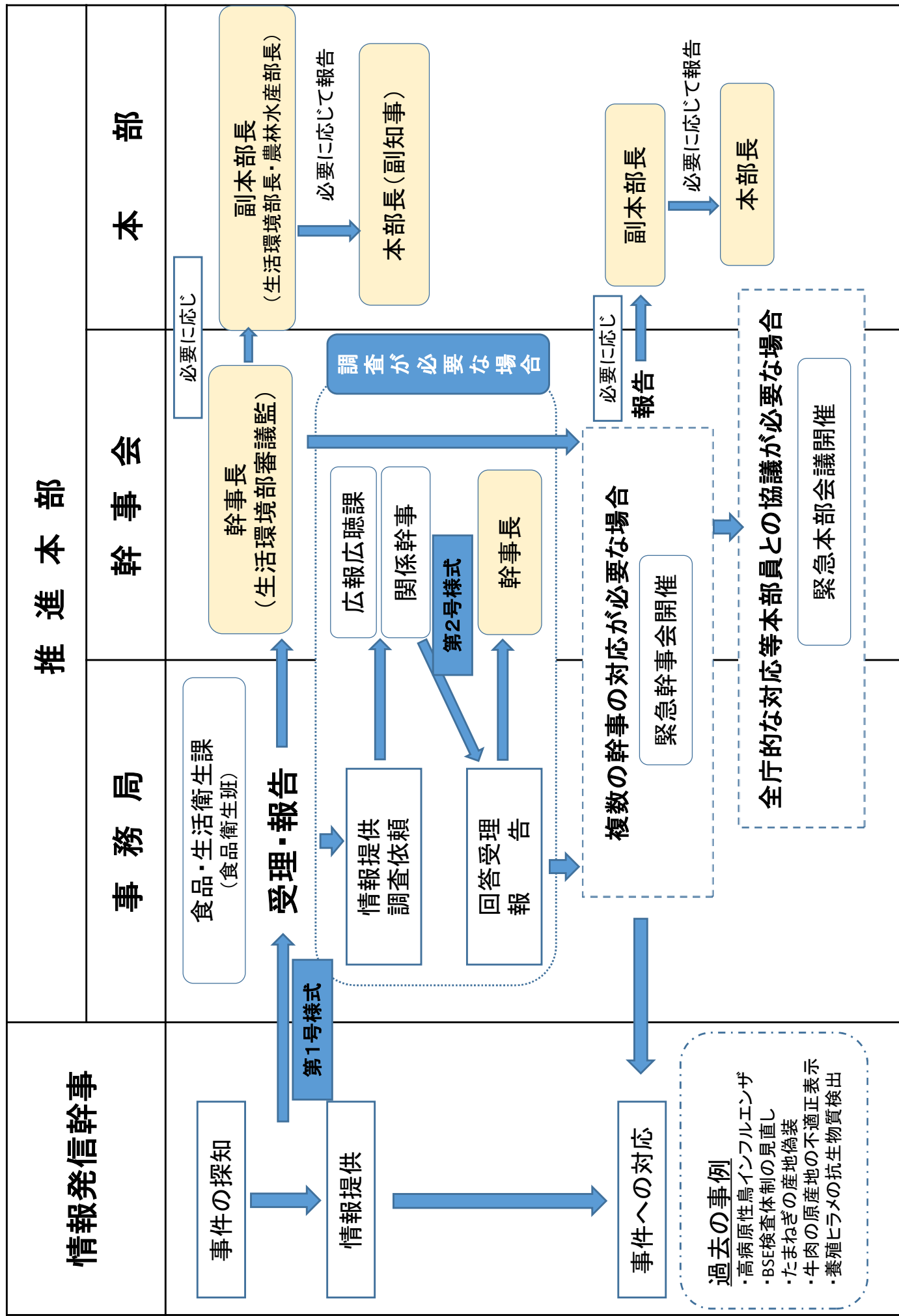
附 則

平成16年 7月30日一部改正

平成28年 4月 1日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

食の安全・安心確保に関する緊急情報・事務処理要領フロー図



令和8年度食の安全・安心確保関連事業

施策目標	施策名	担当課室	関連する事業名	新規継続	当初予算額 (千円)
【食品安全確保体制の整備】(体制づくりの取組)					
危機管理体制の整備 県民の参画の促進	1 食品安全推進県民会議の運営	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食の安全・安心確保体制の運営)	A・継	592
	2 食育推進会議の運営	食品・生活衛生課	次世代へつなぐ食育推進事業費 (食育推進会議の運営)	A・継	532
【安全・安心な農林水産物生産の推進】(生産段階の取組)					
監視・指導の徹底	3 BSE検査と処理体制の整備	畜産振興課	BSE清浄化緊急対策事業	B・継	1,714
	4 BSE防止のための飼料の安全性の確保	畜産振興課	畜産振興対策事業費 (流通飼料対策推進事業費)	B・継	249
	5 動物用医薬品の安全な販売と適正使用の徹底	畜産振興課	家畜衛生技術指導事業	B・継	255
	6 水産用医薬品の適正使用の徹底	水産振興課	養殖衛生管理指導事業 (魚病診断と対策指導)	B・継	2,642
	7 貝毒の発生監視調査の実施	漁業管理課	漁場環境保全推進事業 (貝毒発生監視調査)	B・継	1,836
	8 簡易法を用いた貝毒監視体制の強化	漁業管理課			
	9 貝毒の毒化軽減手法の指導、普及	漁業管理課			
	10 県産養殖ヒラメの安全性の強化	水産振興課	安心・安全で環境に優しい養殖推進事業 (県産養殖ヒラメのクドア検査体制の徹底)	B・継	473
	11 家畜衛生技術の普及、鶏卵の衛生管理の徹底	畜産振興課	家畜衛生技術指導事業	B・継	7,168
自主管理の推進	12 国際水準GAPの指導・取組推進	地域農業振興課	GAP普及拡大加速化事業	B・新	8,655
	13 農産物「安心おいた直売所」取組宣言の推進	地域農業振興課	直売所を拠点とした中山間地域農業推進事業 (安心おいた直売所の推進)	A・継	900
【信頼できる製造・加工・販売体制の確保】(製造・加工・販売段階の取組)					
監視・指導の徹底	14 製造・販売・飲食等施設の監視・指導	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食の安全確保対策) 食品衛生監視指導推進事業	A・継 B・継	10,749
	15 食品収去検査の実施	食品・生活衛生課	食品検査事業	B・継	22,484
	16 BSE検査の実施	食品・生活衛生課	BSE検査事業	B・継	1,068
	17 健康食品等の監視・指導	薬務室	無承認無許可医薬品等対策委託事業	B・継	30
	18 狩猟者に対する衛生指導の徹底	森との共生推進室	ハンター確保・養成事業 (鳥獣被害総合対策事業)	A・継	6,541
	19 学校給食に対する衛生指導の徹底	食品・生活衛生課 体育保健課	安全・安心学校給食対策事業	B・継	128
	20 輸出畜水産物の衛生確保対策の徹底	食品・生活衛生課	食品衛生監視指導推進事業	B・継	501
自主管理の推進	21 HACCP導入後の検証の実施	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業	A・継	13,183
【危機管理に対応できる流通システムの構築】(流通段階の取組)					
食品表示の適正化	22 適正な食品表示のための情報提供、指導	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食品の信頼性確保対策)	A・継	1,022
	23 乾しいたけ適正表示の促進	林産振興室	乾しいたけ適正表示促進事業	B・継	1,141
	24 食品適正表示事業者の育成	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食品の信頼性確保対策)	A・継	1,022
トレーサビリティの徹底	25 牛トレーサビリティ制度の円滑な運用	畜産技術室	予算措置なし	—	—
【消費者との相互理解と食育の推進】(消費段階の取組)					
情報提供の推進	26 消費者と食品取扱事業者の相互理解の推進	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食の安心確保対策)	A・継	714
	27 食の安全・安心情報の提供	食品・生活衛生課	予算措置なし	—	—
	28 安全・安心な魚のPR活動	水産振興課	安心・安全で環境に優しい養殖推進事業 (安心・安全な魚PR推進事業)	B・継	594
食育の推進	29 おおいた食育人材バンクの活動運営	食品・生活衛生課	次世代へつなぐ食育推進事業費 (おおいた食育人材バンクの運営)	A・継	2,133
	30 学校給食での地産地消の推進	体育保健課	予算措置なし	—	—

令和7年度 大分県食品衛生監視指導結果

1. 監視指導の実施状況

- 食品衛生監視は、過去の食中毒発生頻度や営業内容、HACCP 衛生管理の状況により 4 ランク（A～D）に分類し計画的に実施。

ランク	監視回数	対象施設数	延監視件数	達成率
A	年 2 回以上	3	8	200%
B	年 1 回以上	129	182	141%
C	3 年に 1 回以上	14,685	4,445	91%
D	実状に応じて	4,814	344	—

- 違反・不備は 295 件確認（表示違反 263 件が最多）。指導注意票交付など改善指導を実施。

2. 食品等の収去検査

- 県内で流通する食品や消費者利用頻度の高い食品中心に検査

検体総数	1,452 件
検査項目	微生物検査 1,270 件、残留動物用医薬品 60 件、残留農薬 50 件、食品添加物等 52 件、アレルギー物質 20 件
検査食品	魚介類、農産物、菓子類など
違反・不適合	食品衛生法、食品表示法 違反なし 大分県食品衛生指導基準 不適合 47 検体 ※不適合食品製造者には指導・改善を確認済み

3. 食中毒の発生状況

- 食中毒事件 13 件、患者 197 名（令和 6 年度は 12 件、751 名）
- 患者数大幅減少は大規模食中毒事件減少による。
- 病因物質別では、細菌 6 件、ノロウイルス 5 件、寄生虫 2 件。
- 発生施設には営業停止や改善命令等の措置を実施し、再発防止に努める。

4. 消費者への啓発及び情報提供

- 食中毒注意報を夏期（6 月～9 月）に 19 回発令。令和 8 年 1 月はノロウイルス食中毒注意報も発令。
- 食品衛生月間（8 月）に街頭広報や講習会を実施。令和 7 年度は 200 回開催、5,203 名参加
- ふぐ中毒防止対策として監視強化、広報や立入調査を実施。